

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会

会 長 谷 村 隆 三

〔 公 印 省 略 〕

東日本大震災に係る災害廃棄物の撤去の 迅速な実施への協力要請について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災に係る災害廃棄物については、政府の被災者生活支援チームの下に設置されました「災害廃棄物処理等の円滑化に関する会議」における検討を経て、5 月 16 日に環境省より「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)について」が関係県廃棄物行政主管部(局)宛に通知されております。

また、5 月 20 日には政府の緊急災害対策本部において、「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取り組み指針」が決定されております。

同方針では、生活環境に支障が生じうる災害廃棄物(例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物)について、8 月までを目途に概ね撤去するとされておりますが、これらの円滑な推進のためには、建設機械の調達・人材の確保等建設業界の協力が必要不可欠でありますため、迅速な執行体制の確立などについて、全建を通じ国土交通省より協力要請がありましたのでお知らせ致します。